

## 令和5年度 工事請負契約における職種毎の支払賃金の最低額

「上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、支払賃金報告書により確認を行った職種毎の支払賃金の最低額は下表のとおりです。

職 種	確認対象者 人数 (単位：人)	最低賃金水準額 (時給) A (単位：円)	支払賃金の最低 額 (時給) B (単位：円)	B - A (単位：円)	公共工事設計労務 単価 (埼玉県) 比
01 特殊作業員	39	2,520	2,520	0	0.80
02 普通作業員	53	2,290	2,290	0	0.80
03 軽作業員	6	1,630	1,630	0	0.80
04 造園工	1	2,280	2,300	20	0.81
06 とび工	20	2,920	2,930	10	0.80
07 石工	1	2,920	3,064	144	0.84
09 電工	10	2,620	2,630	10	0.80
10 鉄筋工	1	2,850	3,125	275	0.88
11 鉄骨工	3	2,580	2,600	20	0.81
12 塗装工	3	2,960	2,980	20	0.81
13 溶接工	1	3,040	3,045	5	0.80
14 運転手 (特殊)	17	2,820	2,860	40	0.81
15 運転手 (一般)	5	2,390	2,410	20	0.81
23 橋りょう塗装工	1	3,130	3,510	380	0.90
24 橋りょう世話役	1	3,640	4,000	360	0.88
25 土木一般世話役	31	2,750	2,750	0	0.80
33 型わく工	1	2,740	2,750	10	0.80
35 左官	1	2,860	2,875	15	0.80
36 配管工	9	2,460	2,460	0	0.80
37 はつり工	1	2,730	3,000	270	0.88
38 防水工	2	3,160	3,200	40	0.81
39 板金工	2	3,060	3,100	40	0.81
40 タイル工	1	2,320	2,670	350	0.92
41 サッシ工	1	2,870	2,875	5	0.80
43 内装工	1	3,010	3,375	365	0.90
49 設備機械工	1	2,540	3,000	460	0.94
50 交通誘導警備員 A	2	1,680	1,700	20	0.81
51 交通誘導警備員 B	10	1,490	1,490	0	0.80

※建設工事等に従事する 51 職種のうち、「上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づく確認対象者がいた職種のみを抜粋して掲載しています。

※**最低賃金水準額**とは、「支払賃金報告書」(要綱第 2 号様式)で報告のあった「支払賃金の最低額」について、調査の対象にすべき額かを市が判断するための目安となる額で、令和 5 年度においては、「公共工事設計労務単価 (埼玉県) (改正発行日：令和 5 年 3 月 1 日)」の 80%としています。

※**公共工事設計労務単価** (改正発行日：令和 5 年 3 月 1 日)とは、農林水産省及び国土交通省が、令和 4 年 10 月時点で施工中の 1 件当たり 1,000 万円以上の工事を母集団として無作為に抽出した 9,932 件の工事に従事する 51 職種 計 84,609 人の支払賃金額を都道府県別・職種別に集計し、算出したもので、各職種における平均支払賃金額とほぼ同額です。